2　溶接施工方法の数が三以上のもの	三十二万七千二百円
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	二十五万九千四百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十万千八百円
（二）溶接事業者検査の実施に係る組織の人数が十人以上のもの	
1　溶接施工方法の数が三未満のもの	
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	三十五万五千九百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	四十四万八千円
2　溶接施工方法の数が三以上のもの	
イ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの	四十万二千百円
ロ　原子力保安省令別表第二第一号（一）1及び2に係るもの以外のもの	

別表第四（第四条関係）

区分	金額	電子申請による場合における金額
一　原子炉本体	七万九千円	七万八千六百円
二　原子炉冷却系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三千百円
三　計測制御系統設備	三十四万二千五百円	三十四万三千百円
四　燃料設備	七万九千円	七万八千六百円
五　放射線管理設備	七万九千円	七万八千六百円
六　廃棄設備	七万九千円	七万八千六百円
七　原子炉格納施設	三十四万二千五百円	三十四万三千百円
八　蒸気タービン	二十四万四千二百円	二十三万四千八百円
九　附帯設備	七万九千円	七万八千六百円

別表第五（第五条関係）

原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物	三千三百五十六万六千円

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○国土交通省令第七十五号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（航空法施行規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

一　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第四項

二　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第八十七条第七項

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

第十九条第三項中第四号を削り、第三号の三を第四号とする。

第三十条第一項中「、原子炉設備」を削る。

第六十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項、第五項から第七項まで及び第九項」を「前項、第四項から第六項まで及び第八項」に改め、同項第一号中「前二項、第五項、第六項又は第九項」を「前項、第四項、第五項又は第八項」に改め、同項第二号中「第五項又は第七項」を「第四項又は第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一製造検査の部長さ三〇メートル未満の船舶に備え付けるものの款原子炉設備の項を削り、同部長さ三〇メートル以上の船舶に備え付けるものの款原子炉設備の項を削る。

別表第一の二製造検査の部長さ三〇メートル未満の船舶に備え付けるものの款原子炉設備の項を削り、同部長さ三〇メートル以上の船舶に備え付けるものの款原子炉設備の項を削る。

別表第二製造検査の部原子炉設備の項を削る。

別表第二の二製造検査の部原子炉設備の項を削る。

（原子力船特殊規則の一部改正）

第三条　原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項までを削る。

第五条第一号中「原子炉施設」を「原子炉及びその附属施設（次条第二項において「原子炉施設」という。）」に改める。

第七条から第十四条までを削る。

第十五条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第七条とする。

第十六条から第二十条までを削る。

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第四条　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「主務大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。）」を「原子力規制委員会」に改める。

第十八条第三項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）

第五条　核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十三年運輸省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第五十八条第一項」を「第五十七条の九」に改める。

第二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第六条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十三年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十七条第六項において準用する同法第十二条第六項の規定、同法第四十三条の二第二項において準用する同法第十二条の二第六項の規定又は同法」及び「、第二項」を削り、「若しくは第七十一条第二項」を「又は第七十一条第三項」に改める。

様式の㊁を次のように改める。